

# 大分県林地開発許可制度実施規則

昭和50年5月10日 大分県規則第25号

(趣旨)

第1条 森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第10条の2に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)の許可の手續等に関しては、法、森林法施行令(昭和26年政令第276号)、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。)及び森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件(昭和37年農林省告示第851号)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(開発行為の許可申請に添付する図面)

第2条 省令第4条第1号に規定する位置図及び区域図は、次に掲げるとおりとする。

- 一 位置図 開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺五万分の一以上の地形図
- 二 区域図 次の事項を明示した縮尺五千分の一以上の図面
  - イ 開発行為に係る森林の土地の区域(以下「開発区域」という。)及び開発行為をしようとする森林の区域(開発区域及び当該開発区域に介在し、又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下「開発対象区域」という。)
  - ロ 開発区域及び開発対象区域を明示するのに必要な範囲内における県界、市町村界又は市町村の区域内の町若しくは字の境界
  - ハ 開発区域及び開発対象区域に係る土地の地番及び形状

(開発行為に関する計画書)

第3条 省令第4条第2号に規定する計画書の内容は、次に掲げるとおりとする。

- 一 開発行為に係る事業又は施設の名称
- 二 開発対象区域の面積
- 三 現況図(地形、林況、開発対象区域の周辺の人家又は公共施設の位置を示す図面)
- 四 流域現況図(流域の地形、土地利用の実態、河川の状況(河川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等)等を示す図面)
- 五 利用計画図(切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置、法面の位置、施設又は工作物の種類ごとの位置及び残置し、又は造成する森林又は緑地の区域を示す図面)
- 六 法面の断面図(法面の高さ、勾配、土質、施行前の地盤面及び法面保護の方法を示す図面)並びに切土、盛土又は捨土の工法及び土量並びにその根拠となる資料
- 七 防災施設等設計図(防災施設等(擁壁、排水施設、えん堤、洪水調整池、貯水池、沈砂池その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設をいう。以下同じ。)の構造を示す図面)及び設計根拠(仮設の防災施設等を設置する場合は、その内容についても記載すること。)
- 八 建築物等の概要図
- 九 残置する森林又は緑地の地番及び面積、造成する森林又は緑地の面積並びに植栽樹種、植栽本数等並びにそれらの維持及び管理の方法(残置し、又は造成する森林又は緑地についての権原の取得状況を証する書類、地方公共団体等との間における保全に関する協定書等を添付すること。)
- 十 一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法
- 十一 開発行為の施行工程(仮設の防災施設等を設置する場合は、その内容についても記載すること。)
- 十二 開発行為に係る事業の全体計画の概要及び期別計画の概要
- 十三 防災施設等の維持管理の方法(開発行為の施行中及び完了後における維持管理方法について記載すること)

#### 十四 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

(開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類等)

第3条の2 省令第4条第6号に規定する開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類は、次に掲げる書類とする。

一 資金計画書(省令第4条第2号に規定する計画書に記載する場合は、当該計画書の提出をもって代えることができる。)

二 資金の調達について証する書類(自己資金により調達する場合は預金残高証明書、融資により調達する場合は融資証明書等を添付すること。)

三 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況及び経営状況を確認できる資料

四 納税証明書

五 事業経歴書

六 登記事項証明書及び定款(法人の場合に限る。)

七 住民票の写しその他の本人であることを確認することができる書類(個人の場合に限る。)

八 森林法第10条の3第1項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを誓約する書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる書類を提出することが困難な場合にあつては、次に掲げるいずれかの書類をもってこれに代えることができる。

一 防災施設等の設置に係る部分の資金の調達についての預金残高証明書等

二 資金計画書及び金融機関の関心表明書(金融機関が融資することについて検討していることを証する書類をいう。)

3 省令第4条第7号に規定する知事が必要と認める書類は、防災措置を講じるために必要な能力があることを証するものとして防災施設等の施行者に係る次に掲げる書類とする。ただし、第二号から第四号までに掲げる書類にあつては、防災施設等の施行者と開発行為の申請者が同一の場合には、提出することを要しない。

一 建設業法許可書(土木工事業)

二 事業経歴書

三 預金残高証明書

四 納税証明書

五 事業実施体制を示す書類(職員数、主な役員、技術者名等)

六 開発行為に係る施行実績を示す書類(監督処分及び行政指導があつた場合は、その対応状況を含む。)

4 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類を提出することが困難な場合にあつては、次に掲げる書類をもってこれに代えることができる。

一 防災施設等の施行者の決定方法及び決定時期並びに防災施設等の施行者に求める施行能力について記載した書類

二 前項各号までに掲げる書類を第7条に規定する林地開発行為着手届出書に添付して提出することについての確約書

(開発行為の許可の基準)

第4条 知事は、法第10条の2第1項の許可に係る申請に関し、同条第2項各号に規定する事項に該当しないかどうかの審査をするときは、別表に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

(許可書の交付)

第5条 知事は、法第10条の2第1項の規定により開発行為の許可をしたときは、林地開発許可書(第1号様式)を申請者に交付するものとする。

(標識の掲示)

第6条 法第10条の2第1項の規定により開発行為の許可を受けた者(以下「開発行為者」という。)は、開発行為の許可を受けた日から第九条に規定する開発行為の施行結果に関する確認が行われた日まで開発対象区域内の見やすい場所に林地開発許可済標識(第2号様式)を掲示しなければならない。

(開発行為の着手の届出)

第7条 開発行為者は、当該許可に係る開発行為に着手したときは、遅滞なく林地開発行為着手届出書(第3号様式)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、第四号から第六号までに掲げる書類を添付して林地開発許可申請書又は林地開発変更許可申請書を提出したときは、これに添付した当該書類を重ねて提出することを要しない。

- 一 開発行為仕様書
- 二 開発行為に係る計画工程表
- 三 林地開発許可済標識の設置状況を明らかにした写真
- 四 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を受けていることを証する書類
- 五 開発行為者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- 六 開発行為の施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類
- 七 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

(開発行為の完了の届出)

第8条 開発行為者は、当該許可に係る開発行為の全部又は一部が完了したときは、遅滞なく林地開発行為完了(部分完了)届出書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の林地開発行為完了(部分完了)届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 開発行為完成図及び開発行為完成写真
- 二 開発行為施行途中における記録写真
- 三 前2号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

(開発行為の完了確認)

第9条 知事は、前条の規定により林地開発行為完了(部分完了)届出書が提出されたときは、速やかに当該届出に係る開発行為の施行結果に関する確認を行うものとする。

(開発行為の計画変更)

第10条 開発行為者は、当該許可に係る開発行為の計画を変更しようとするときは、林地開発変更許可申請書(第5号様式)に変更後の区域図及び計画書を添付して知事に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第2条及び第3条の規定は、前項の区域図及び計画書の作成について準用する。

(災害発生の届出等)

第11条 開発行為者は、開発対象区域内において災害が発生した場合は、直ちに必要な復旧措置又は応急措置を講じるとともに、災害発生届出書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

2 開発行為者は、前項に規定する災害に係る復旧措置又は応急措置を完了したときは、災害復旧（応急）措置報告書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（開発行為の中止等）

第12条 開発行為者は、開発行為を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、林地開発行為（中止・廃止）届出書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の林地開発行為（中止・廃止）届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該開発対象区域の現況を撮影した写真

二 開発行為を中止しようとするときは、当該土地の保安及び災害防止等に関する計画書又は実績書

三 開発行為を廃止しようとするときは、前号に規定する計画書又は実績書のほか、廃止した後における当該土地の利用計画を示す図書

3 開発行為者は、第1項の規定により中止した開発行為を再開しようとするときは、林地開発行為再開届出書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（開発行為に係る地位の承継の届出）

第13条 開発行為に係る事業について開発行為者から当該事業を譲り受けたとき、若しくは開発事業について相続があったとき、又は開発行為者たる法人が合併したときは、当該譲受人若しくは相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、遅滞なく林地開発行為地位承継届出書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 開発行為に係る事業の譲渡若しくは相続があったこと又は開発行為者たる法人の合併があったことを証する書類

二 開発行為に要する資金及びその調達方法に関する書類

三 前二号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

（開発行為の期間の延長）

第14条 開発行為者は、開発行為の期間を延長しようとするときは、林地開発行為期間延長届出書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

（開発行為者の住所又は氏名の変更）

第15条 開発行為者は、住所又は氏名の変更があったときは、開発行為者（住所・氏名）変更届出書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

（開発行為の施行状況の調査）

第16条 知事は、必要と認めるときは、開発行為の施行状況に関する調査を行うことができる。

（申請書、報告書又は届出書の経由及び提出部数）

第17条 省令及びこの規則の規定により知事に提出する申請書、報告書又は届出書は、当該申請、報告又は届出に係る開発対象区域を所管する振興局長を経由しなければならない。

2 前項の申請書、報告書及び届出書の提出部数は、3部とする。ただし、知事が必要と認める

ときは、その部数を増減することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和64年 規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年 規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年 規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年 規則第94号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 規則第33号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成25年 規則第38号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和 5年 規則第40号）

この規則は、令和 5年7月11日から施行する。

附 則（令和 8年 規則第 号）

この規則は、令和 8年 月 日から施行する。

## 別表（第4条関係）

### 第1 手続上の要件及び一般的事項

#### 一 開発行為の計画と実効性

開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。

#### 二 森林所有者等の同意

開発対象区域につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。

#### 三 他法令に係る許認可等

開発行為又は開発行為に係る事業の実施について他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分等がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。

#### 四 開発行為に必要な信用及び資力

申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。

#### 五 開発区域の面積の規模

開発区域の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められている場合には、これを参酌して決められたものであること。）が明らかであること。

#### 六 全体計画との関連

開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

#### 七 原状回復等の事後措置

開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。

#### 八 周辺の地域の森林施業への配慮

開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

#### 九 周辺の地域における住民の生活及び産業活動への配慮

開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

### 第2 災害を発生させるおそれに関する事項（法第10条の2第2項第一号関係）

#### 一 土砂の移動量

開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。

#### 二 切土、盛土又は捨土

切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質及び法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

#### 三 法面崩壊防止の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が二の規定に適合しない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講じられることが明らかであること。

#### 四 法面保護の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講じられることが明らかであること。

#### 五 土砂流出防止の措置

開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。）に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講じられることが明らかであること。

#### 六 排水施設

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。

#### 七 洪水調整池等の設置等

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより、災害が発生するおそれがある場合には、洪水調整池等の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

#### 八 静砂垣等の設置等

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

#### 九 仮設の防災施設等の設置

開発行為の施行において、防災施設等のうち、災害の防止のために必要な排水施設、えん堤、洪水調整池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の防災施設等を設置する場合に準じて行われていることが明らかであること。

#### 十 防災施設等の維持管理

(1) 開発行為の施行中において、設置した防災施設等が十分にその機能を発揮できるよう、当該防災施設等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。

(2) 開発行為の完了後においても維持すべき防災施設等の維持管理の方法についても、(1)と同様に計画書に記載されていること。

### 第3 水害を発生させるおそれに関する事項（法第10条の2第2項第一号の二関係）

#### 一 洪水調整池の設置等

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調整池の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

#### 二 仮設の洪水調整池等の設置等

開発行為の施行において、防災施設等のうち、水害の防止のために必要な洪水調整池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の洪水調整池等を設置する場合に準じて行われていることが明らかであること。

#### 三 洪水調整池等の維持管理

(1) 開発行為の施行中において、設置した洪水調整池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該洪水調整池等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。

(2) 開発行為の完了後においても維持すべき洪水調整池等の維持管理の方法についても、(1)と同様に計画書に記載されていること。

#### 第4 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項（法第10条の2第2項第二号関係）

##### 一 貯水池等の設置等

他に適地がないこと等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

##### 二 沈砂池の設置等

周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

##### 三 仮設の貯水池等の設置等

開発行為の施行において、防災施設等のうち、水の確保のために必要な貯水池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の貯水池等を設置する場合に準じて行われていること。

##### 四 貯水池等の維持管理

(1) 開発行為の施行中において、設置した貯水池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該貯水池等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。

(2) 開発行為の完了後においても維持すべき貯水池等の維持管理の方法についても、(1)と同様に計画書に記載されていること。

#### 第5 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項（法第10条の2第2項第三号関係）

##### 一 森林又は緑地の残置又は造成

開発対象区域において、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ残置し、又は造成する相当面積の森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。

##### 二 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等

騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発対象区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

##### 三 景観の維持

景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮少するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し、若しくは造成し、又は木竹を植栽する等の適切な措置が講じられることが明らかであること。

##### 四 残置森林等の維持管理

残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。

#### 第6 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については、第1から第5までに掲げた基準に加え、別に定める基準に適合すること。

第1号様式(第5条関係)

林 地 開 発 許 可 書

指 令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった林地開発行為については、森林法第10条の2第1項の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

大分県知事



- 1 開発行為に係る森林の所在場所
- 2 開発行為に係る森林の土地の面積
- 3 開発行為の目的
- 4 開発行為の期間 年 月 日から 年 月 日まで

許 可 条 件

次に定める条件に違反した場合は、この許可を取り消すことがあります。

- (1)
- (2)
- (3)

第2号様式(第6条関係)

90センチメートル以上	
林 地 開 発 許 可 済	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 大分県指令 第 号
開 発 行 為 者	住 所
	氏 名 (電話 )
工 事 施 行 者	住 所
	氏 名 (電話 )
	現場管理者 (電話 )
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%;"></div> </div>	

60センチメートル以上

120センチメートル以上

- 備考 1 材質は、原則、木版又はトタン板とし、表面は白地とすること。
- 2 開発行為の変更許可を受けた場合又は開発行為者若しくは工事施行者に変更があった場合は、変更後のデータを記載すること。

第3号様式(第7条関係)

林地開発行為着手届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

開発行為に着手したので、大分県林地開発許可制度実施規則第7条の規定により届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日	大分県指 令 第 号
開発行為に係る森林の所在場所		
開発行為に係る森林の土地の面積		
開発行為の目的		
開発行為着手年月日	年 月 日	
工事施行者	住 所	
	氏 名	
	連絡場所	電話
現場管理者	住 所	
	氏 名	
	連絡場所	電話

添付書類

- 1 開発行為仕様書
  - 2 開発行為に係る計画工程表
  - 3 林地開発許可済標識の設置状況を明らかにした写真
  - 4 開発行為又は開発行為に係る事業の実施についての他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を受けていることを証する書類
  - 5 開発行為者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
  - 6 開発行為の施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類
- 注 ただし、添付書類4から6までの書類を添付して林地開発許可申請書又は林地開発変更許可申請書を提出したときは、これに添付した当該書類を重ねて提出することを要しない。

第4号様式(第8条関係)

林地開発行為完了(部分完了)届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名〔法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名〕

開発行為( 年 月 日大分県指令 第 号)が完了(部分完了)したので、  
大分県林地開発許可制度実施規則第8条の規定により届け出ます。

開発行為に係る 森林の所在場所		
開発行為に係る 森林の土地の面積	( )	
開発行為の目的		
開発行為完了 (部分完了)年月日	年 月 日	
工事 施行 者	住 所	
	氏 名	

添付書類

- 1 開発行為完成図及び開発行為完成写真
- 2 開発行為施行途中における記録写真

第5号様式(第10条関係)

林地開発変更許可申請書

年 月 日

知事 殿

届出者  
住 所  
氏 名

〔法人にあつては、名称〕  
〔及び代表者の氏名〕

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり変更したいので、申請します。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
変 更 事 項	
変 更 理 由	
備 考	

注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについての行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 変更事項は、変更前を上段、変更後を下段の二段書きとすること。

この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

第6号様式(第11条関係)

災 害 発 生 届 出 書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称及び  
代表者の氏名〕

年 月 日付け指令 第 号で許可された開発行為に起因する災害が発生したので、大分県林地開発許可制度実施規則第11条の規定により届け出ます。

災 害 発 生 年 月 日	年 月 日
災 害 発 生 の 区 域	
災 害 発 生 の 原 因	
被 災 の 状 況	
復 旧 ( 応 急 ) 措 置 の 内 容	
復 旧 ( 応 急 ) 措 置 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

第7号様式(第11条関係)

災 害 復 旧 ( 応 急 ) 措 置 報 告 書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、名称及び  
代表者の氏名 〕

年 月 日付けで届け出た災害に係る復旧(応急)措置を完了したので、大分  
県林地開発許可制度実施規則第11条の規定により報告します。

災 害 発 生 年 月 日	年 月 日
災 害 発 生 の 内 容	
災 害 の 原 因	
復 旧 ( 応 急 ) 措 置 の 内 容	
復 旧 ( 応 急 ) 措 置 完 了 年 月 日	年 月 日

第8号様式(第12条関係)

林地開発行為(中止・廃止)届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け大分県指令 第 号で許可された林地開発行為を(中止・廃止)したいので、大分県林地開発許可制度実施規則第12条の規定により届け出ます。

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の中止 又は廃止の年月日	年 月 日
開発行為の中止 又は廃止の理由	
開発行為の 施行状況	
開発行為の中止又は 廃止に伴う開発 行為に係る区域の 防災等の措置	

添付書類

- 1 当該開発行為に係る森林の現況を撮影した写真
- 2 開発行為を中止しようとするときは、当該土地の保安及び災害防止等に関する計画書又は実績書
- 3 開発行為を廃止しようとするときは、2に規定する計画書又は実績書のほか、廃止した後における当該土地の利用計画を示す図書

第9号様式(第12条関係)

林地開発行為再開届出書

年 月 日

知事 殿

届出者

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称)  
及び代表者の氏名

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を再開したいので、届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
中 止 年 月 日	年 月 日
再 開 年 月 日	年 月 日
再 開 の 理 由	

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

第10号様式(第13条関係)

林地開発行為地位承継届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

承継人 氏 名

〔 法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名 〕

森林法第10条の2第1項の規定に基づく許可の地位を承継したので、大分県林地開発許可  
制度実施規則第13条の規定により届け出ます。

開発行為者の住所 及び氏名	住所	
	氏名	
開発行為に係る森林の所 在場所		
開発行為に係る森林の土 地の面積		
開 発 行 為 の 目 的		
許可年月日及び許可番号		年 月 日大分県指令 第 号
承 継 の 理 由		
承 継 年 月 日		年 月 日

添付書類

- 1 開発行為に係る事業の譲渡若しくは相続があつたこと又は開発行為者たる法人の  
合併があつたことを証する書類
- 2 開発行為に要する資金及びその調達方法に関する書類

第11号様式(第14条関係)

林地開発行為期間延長届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け大分県指令 第 号で許可された開発行為の期間を延長したいので、大分県林地開発許可制度実施規則第14条の規定により届け出ます。

開発行為の目的	
開発行為に係る森林の所在場所	
進 捗 率	
延 長 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 理 由	

第12号様式(第15条関係)

開 発 行 為 者 (住所・氏名) 変 更 届 出 書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称及び  
代表者の氏名〕

年 月 日付け指令 第 号で許可された開発行為について、次のとおり  
(住所・氏名)に変更が生じたので、大分県林地開発許可制度実施規則第15条の規定に  
より届け出ます。

開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
新 住 所 氏 名	
旧 住 所 氏 名	
そ の 他	